

# 被災者生活再建支援金制度のご案内

## 1 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい損害を受けた世帯に支援金を支給することにより生活の再建を支援するものです。

- ▷自然災害とは、地震・津波による災害であり、原子力発電所事故による長期避難は対象外です。
- ▷住宅用家屋（住家）で生活をしてきた世帯に対する支援制度のため、非住家や事業所は対象となりません。

## 2 支給対象となる被災世帯

平成23年3月11日時点で、浪江町に居住の世帯で、東日本大震災（地震及び津波）により被災した次の世帯が対象となります。

	住宅の被害程度
A 住宅が全壊した世帯	全壊
B 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯	大規模半壊
C 住宅が半壊し、その住宅をやむを得ず解体した世帯	半壊解体

▷Cのやむを得ず解体する事例

- ・住宅の倒壊の恐れがあり、危険を防止するため
- ・補修のための費用が著しく高額となるため

※B（大規模半壊）でやむを得ず解体する場合はCと同じ扱いになります。

▷持家だけでなく、マンション・アパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。

▷世帯構成員の全員が支給前に亡くなられた場合は、支援金は相続の対象とならないため、支給されません。

## 3 支援金の支給額

支給額は次の（１）と（２）の合算額となります。

（１）**基礎支援金**（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度		全壊（A）	大規模半壊（B）	半壊解体（C）
支給額	単身世帯(単身)	75万円	37.5万円	75万円
	複数世帯(2人以上)	100万円	50万円	100万円

（２）**加算支援金**（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借
支給額	単身世帯(単身)	150万円	75万円	37.5万円
	複数世帯(2人以上)	200万円	100万円	50万円

▷「半壊解体」の申請ができるのは、住宅解体完了後になります。

▷一度「大規模半壊」を申請した後、やむを得ず「半壊解体」した場合は再申請に基づき、これらとの差額が支給されます。

▷災害公営住宅、公営住宅は、加算支援金の対象外となります。

▷賃借で世帯主が高齢者施設に入居されている場合は、加算支援金の対象から外れる場合があります。

▷一度住宅を賃借した後、「建設・購入」又は「補修」をした場合は、再申請に基づき、これらとの差額が支給されます。

※「補修」として加算支援金を受け取った場合、その後に住宅を「建設・購入」しても、再申請はできません。

#### 4 申請に必要な書類

【基礎支援金】	全壊	大規模半壊	半壊解体
1 被災者生活再建支援金支給申請書	○	○	○
2 住民票（世帯全員分）【原本】	○	○	○
3 建物り災証明書【原本】	○	○	○
4 解体証明書【原本】、又は滅失登記書類【原本】		△	○
5 申請者の通帳の写し	○	○	○

▷2：世帯主氏名と続柄の記載は必須です。また、前住所と本籍も必要な場合があります。

▷2：被災当時と変更がある場合は、補足する証明書が必要です。

▷2：マイナンバーについては、対応出来ないため、記入は不要です。

▷3, 4：賃貸住宅に居住していた方でも建物り災証明書、解体証明書の取得が可能です。

▷4：大規模半壊で、やむを得ず解体したときは解体証明書が必要です。

▷4：大規模半壊、又は半壊で、やむを得ず所有者自ら解体したときは滅失登記書類が必要です。

▷5：金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義人（カタカナ）が記載されているもの

**※基礎支援金申請の際は、1～5の書類をまとめてご提出ください。**

【加算支援金】	建設・購入	補修	賃借
1 被災者生活再建支援金支給申請書	○	○	○
2 契約書の写し	○	○	○
建設・購入の場合は、建物所在地、規模、取引金額、工期、引渡日、契約締結日、契約者の住所・名前・押印のあるページ全体。			
3 申請者の通帳の写し	○	○	○
4 建物の登記簿謄本の写し（登記が完了済の場合）	○		

▷1, 3：基礎支援金と加算支援金を同時に申請する場合、「被災者生活再建支援金支給申請書」と「申請者の通帳の写し」は各1部でけっこうです。

**※基礎と加算支援金を同時に申請する際は、すべての書類をまとめてご提出ください。**

補修のみの場合で、契約書がない場合は、見積書と併せて工事写真と領収書を添付することで契約書に代替できます。

#### 5 申請手続

##### (1) 申請窓口（問合せ先）

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

☎0240-34-0232

※申請書が必要な方はご連絡いただくか、浪江町ホームページでダウンロードしてください。  
(<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/140.html>)

##### (2) 申請期間

・基礎支援金 令和7年4月10日まで 【災害発生日から13か月+156か月（延長分）】

・加算支援金 令和7年4月10日まで 【災害発生日から37か月+132か月（延長分）】

※期間については国の定めるものであり、今後も町として、双葉郡一体となって国へ期間の延長を求めていくものです。